

新潟県条例第66号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料）</p> <p>第7条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第4条第1項の許可を受けようとする者 1件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下この条及び<u>次条</u>において「標準政令」という。）本則の表66の項の1の下欄に掲げる金額</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p style="text-align: center;">（道路交通法関係手数料）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第51条の13第1項第1号イの講習を受けようとする者 1件につき<u>標準政令本則の表72の3の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料）</p> <p>第7条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第4条第1項の許可を受けようとする者 1件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下この条において「標準政令」という。）本則の表66の項の1の下欄に掲げる金額</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p style="text-align: center;">（道路交通法関係手数料）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第51条の13第1項第1号イの講習を受けようとする者 1件につき<u>1万9,000円</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。